



2019文総総第1307号
令和2年2月5日

文京区議会議長 海老澤 敬子 様

文京区長 成澤 廣修



審査請求に係る諮問について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問

諮問第1号

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったので、別紙の裁決書案のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により諮問する。

令和2年2月12日

文京区長 成澤 廣 修

(案)

裁 決 書

審査請求人

住所 東京都文京区〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇

処分庁 文京区長

審査請求人が令和元年5月23日に提起した処分庁による定期利用制自転車駐車場の利用登録を不承認とする処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 本件審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成31年2月4日、処分庁に対して、処分庁のホームページから電子申請により「定期利用制自転車駐車場利用者一斉募集申請」電子申請フォーム（以下「本件申請書」という。）を提出し、茗荷谷駅自転車駐車場（以下「本件駐車場」という。）の利用登録申請を行った。

(案)

- (2) 本件駐車場の利用登録申請については、申請件数が収容台数を超えたため、処分庁が、文京区自転車駐車場条例（平成7年7月文京区条例第21号。以下「本件条例」という。）及び文京区自転車駐車場条例施行規則（平成7年7月文京区規則第40号。以下「本件規則」という。）に定める承認基準により申請者の順位付けを行ったところ、請求人については後順位となったことから、処分庁は、同年2月25日、請求人の利用登録申請を不承認とした（以下「本件処分」という。）。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、令和元年5月23日、本件審査請求を提起した。

2 本件処分に係る処分庁の判断過程

- (1) 処分庁では、自転車の利用者の利便及び良好な道路秩序の確保を図るため、文京区自転車駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的に、本件条例及び本件規則を定めている。
- (2) 本件条例第3条第1項第2号において定期利用制自転車駐車場について定めるとともに、同条第2項において自転車駐車場の名称及び位置を定めている。また、本件条例第5条において定期利用制自転車駐車場の利用登録について定めている。
- (3) 本件処分の該当となった本件駐車場は、本件条例第3条第1項第2号に規定する定期利用制自転車駐車場であり、本件条例第5条第1項の規定により利用登録承認を受けた自転車のみが利用できる自転車駐車場である。
- (4) 定期利用制自転車駐車場については、本件規則第5条第1項の規定により、申請受付日において一斉に利用登録申請を受け付けることとなっており、利用登録に係る承認基準については、同条第2項の規定により次の順

(案)

位で選考することとなっている。

- ア 第1位順位 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- イ 第2位順位 区の区域内に住所を有する者
- ウ 第3位順位 区の区域に隣接する特別区の区域内に住所を有する者
- エ 第4位順位 アからウまでに掲げる者以外の者

- (5) また、本件規則第5条第3項の規定により、(4)の順位の同順位の者からの申請が収容台数の残余数を超えるときは、当該自転車駐車場から自転車を利用する目的地（保育所等一箇所の経由地を含む。以下同じ。）までの直線による距離が長い順に決定することとなっている。
- (6) 処分庁は、本件規則第5条第1項の規定により、平成31年1月18日から同年2月4日までの期間を定め、平成31年4月を利用開始日とする平成31年度定期利用制自転車駐車場の利用登録の一斉受付を行った。
- (7) 請求人は、同年2月4日、上記1(1)のとおり、本件駐車場の利用に係る本件申請書を提出した。
- (8) 本件申請書には、申込みをする自転車駐車場として本件駐車場が記載され、移動経路等については、「自宅←→経由地（〇〇〇〇保育園）←→駐輪場」と記載されていた。また、請求人は、本件条例第4条の利用対象者

(案)

に該当し、本件規則第5条第2項第2号の第2位順位に該当する者である。

(9) 請求人が利用登録の申請を行った本件駐車場は、150台の収容台数(募集台数)に対して、その台数を超える237台の利用登録申請があった。

(10) 処分庁が、本件駐車場に係る利用登録の承認をするに当たり、本件規則第5条第2項の規定による順位付けを行ったところ、第1位順位が8件、第2位順位が225件、第3位順位が4件であった。

なお、定期利用制自転車駐車場全体の利用登録申請件数は、1,607件であった。

(11) そのため、処分庁は第2位順位の225件について、収容台数の残余数である142台を超えたため、本件規則第5条第3項の規定により、本件駐車場から自転車を利用する目的地までの直線による距離の長い順により決定することとなった。

(12) 処分庁では、この「直線による距離」について具体的に申請者住所(丁目、番、号)、経由地(丁目、番、号)及び自転車駐車場の位置データから緯度・経度を測定しており、請求人の利用に係る直線距離は、請求人の自宅(文京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)→経由地(〇〇〇〇保育園:文京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)→駐輪場(茗荷谷駅自転車駐車場:文京区小日向4-6-15)の786mとなった。

(13) その結果、請求人については、第2位順位中の直線距離の長い順から順位付けを行ったところ、168番目となり、処分庁は、本件駐車場の利用登録を不承認とする本件処分を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 自宅と本件駐車場とを直線で結んだルートを通るとすると、途中で自転車を降車する必要がある階段を通らなければならないこととなる。
- (2) 過去4年間、利用登録は承認されていた。ここ数年の需給の変化が明らかでない。

2 処分庁の主張

- (1) 請求人は、本件規則第5条第2項第2号の第2位順位に該当するところ、本件駐車場の利用登録申請台数が収容台数を超えていたため、同条第3項の規定による直線による距離が長い順に利用承認を行ったところ不承認となったものであり、本件処分に違法な点はない。
- (2) 請求人が主張する実際の利用ルートでの距離により測定を行うとすると、当該ルートが合理的なルートか否かも含めて個別に審査しなければならないが、審査が複雑化し、明白な基準による審査ができないこととなる。

第3 理由

1 本件処分に係る法令上の根拠について

- (1) 定期利用制自転車駐車場制度は、特に法律上に根拠がある事業でなく、文京区が自転車の利用者の利便及び良好な道路秩序の確保を図ることを目的として、自主事業として条例及び規則を制定して行っているものである。

また、本件条例に定める自転車駐車場は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」であるところ、同法は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなけ

(案)

ればならないと規定している（地方自治法第244条の2第1項）ことから、本件条例は自転車駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めている。

(2) そして、本件条例は、「文京区自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める」（第1条）とした上で、本件駐車場を含む月を単位として利用する「定期利用制自転車駐車場」（第3条第1項・別表第一—2）については、「定期利用制自転車駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用登録の承認を受けなければならない」こと（第5条第1項）、自転車駐車場の収容台数を超えるとき、管理上支障があると認めたととき及び区長が利用登録を不相当と認めたとときは、「利用登録の承認をしないことができる」こと（第6条）が規定されている。

(3) また、利用に係る具体の手續について、本件規則では、定期利用制自転車駐車場の利用登録について、「利用しようとする者は、定期利用制自転車駐車場利用登録申請書により区長に申請し、利用登録の承認を受けなければならない」こと（第4条）、当該利用登録申請は「区長が、あらかじめ指定した利用登録の申請受付日において、一斉に行う」こと（第5条第1項）、その承認は「収容台数の範囲内で、次の各号に定める順位による」ものとし、上記第1の2(4)のとおり第1位順位から第4位順位までが規定されている（第5条第2項）。

また、同順位の者からの申請が収容台数の残余数を超えるときは、当該自転車駐車場から自転車を利用する目的地（保育所等を経由地として申請した場合は、その合計距離）まで（以下「移動経路等」という。）の「直線による距離が長い順に決定する」こと（第5条第3項）が定められてい

る。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る違法又は不当の枠組みについて

本件処分を行うに当たっては、上記1で確認したとおり、定期利用制自転車駐車場の利用登録に係る承認基準等が本件条例及び本件規則で規定されていることから、本件申請書に基づいた客観的事実の認識を誤っている場合若しくは当該記載事実を承認基準等に従い決定するに当たりその過程に過誤が認められる場合又は処分庁がその裁量により定めた条例等による承認基準等が、社会観念上著しく妥当を欠く等により、裁量権の範囲を逸脱し、濫用したと認められる場合に限り違法又は不当となるものと解される。

(2) 本件処分の決定過程について

ア これを本件処分についてみると、本件規則第4条に規定する本件申請書には、申請者名や住所等のほか、利用申請をする自転車駐車場として本件駐車場が、移動経路等については、「自宅←→経由地(〇〇〇〇保育園)←→駐車場」と記載されていた。

当該申請書の内容から、申請者が区内に住所を有する者であり、本件条例第4条の利用対象者であること、本件規則第5条第2項第2号の第2位順位に該当するものであることが認められる。

イ そして、本件駐車場については、収容台数150台を超える237台の利用登録申請があったことから、処分庁は、本件規則第5条第2項の規定による優先順位付けを行い、第1位順位8件を除く142件の利用登録について、同条第3項の規定による第2位順位者間の移動経路等の

直線による距離が長い順での順位付けを行ったものである。

その結果、請求人については、第2位順位中の移動経路等の直線距離の長い順から順位付けを行ったところ、上記第1の2(ロ)記載の移動経路につき786mで、その順位は168番目(第1位順位から176番目)となったものであり、当該距離の算定及び順位付けは適正に行われており、その内容に過誤がないことが認められた。

ウ したがって、本件処分を行うに当たって行われた利用登録者の決定の過程に違法な点はなく、本件処分が、本件条例及び本件規則との関係で違法とは認められない。

(3) 本件条例等に定める利用登録に係る承認基準について

ア 定期利用制自転車駐車場制度については、上記1(1)に記載したとおり、文京区の自主事業として本件条例及び本件規則を制定して行っているものであり、条例等でどのように利用登録に係る承認基準等を定めるのかについては、区に広範な裁量が認められている。

イ これを本件についてみると、本件規則第5条第2項に規定する優先順位については、移動に配慮が必要な障害者等を第1位順位とし、続いて第2位順位として区内に住所を有する者を、第3位順位として隣接区に住所を有する者を、第4位順位としてそれ以外の者とするところについては、社会観念上、一定の合理性があるものと認められる。

また、本件規則第5条第3項に規定する同順位の者からの申請が収容台数の残余数を超えたときの順位付けの方法は、移動経路等の直線距離が長い順に決定するというものであるところ、この制度趣旨は、区民の生活の利便性向上を図ることを目的として、自転車駐車場から目的地までの距離が長く、日常生活において自転車の利用の必要性が高い者から

(案)

順に利用できるよう制度設計したものと考えられ、一定の合理性が認められる。

ウ この点について、請求人は、上記の方法で距離を測定すると、途中で自転車を降車する必要がある階段を通らなければならず違法又は不当である旨主張する。

確かに、本件規則第5条第3項の制度設計は、自転車駐車場から目的地までの直線距離の長さをもって画一的に順位を決めようとするもので、実際の移動経路を考慮するものとはなっていない。しかし、そうであるからといって、本件規則第5条第3項に定める順位付けの方法が、上記イで述べたその制度趣旨に反し違法又は不当になるとは解されない。

また、仮に、申請者が申請した移動経路等により個別に距離を測定するとなると、当該移動経路等が合理的な経路であるか否かについても審査しなければならなくなること、しかも、申請者の自転車の利用に係る個別状況（単に通勤のための利用、子どもを保育所等に送迎するための利用等）によっても移動経路等の測定が合理的か否かの判断は異なるものとなることが容易に想像され、したがって、承認基準が複雑化し明白な基準による審査ができないことになり、その結果、公平性及び透明性を図ることが難しくなるとの結果を生じさせることになるとの処分庁の主張に合理性を認めることができる。

よって、かかる観点からも、移動経路等の直線距離が長い順に決定するとしたことが、違法又は不当であると解することはできない。

エ その他、本件条例及び本件規則に定める自転車駐車場の利用登録に係る承認基準を不当とする理由も認められない。

(案)

オ したがって、本件条例及び本件規則に従ってなされた本件処分が、社会観念上著しく妥当を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審査庁 文京区長 成 澤 廣 修

教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することがで

(案)

きます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。